

島田樟誠高等学校 いじめ防止対策基本方針

1 基本的な事項

(1) いじめの定義

個々の行為が、「いじめ」にあたるか否かは、いじめられた生徒の立場に立って判断する。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうる。とりわけ、嫌がらせ等の「暴力をとまなういじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力をとまなわないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力をとまなういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりする場合も留意する必要がある。そのような時は、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいるなど、「傍観者」として周りで見つめ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけなければならない。

(3) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめが日常生活において常態化していくと、いじめられた生徒は心身ともに深く傷ついていく。また、いじめ行為が重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は困難の度を深めていく。何よりも大切なことは、いじめが起こりにくい人間関係を、日頃からつくり上げていくことである。しかし、それでもいじめが発生した場合には、次善の対応として、できるだけ初期の段階で察知して対処し、いじめの拡大や常習化を食い止める必要がある。

2 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、その中核となる常設組織として校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

いじめ対策委員会の構成員は、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、学年主任、生徒募集広報室長とする。また必要に応じて、協議する事案と関係の深い教職員が参加する。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、他者を思いやる心を育てることが重要である。そのためには、日頃から教職員と生徒との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり

生徒理解をベースに、生徒に積極的にかかわり、その生徒の良さや可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

授業、HR活動、学校行事、部活動等を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

(3) 情報モラル教育の推進

インターネット上の掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝える。そして、インターネットを利用する際のマナー及び被害にあった場合の対処法を指導する。その際、保護者との連携に配慮する。

4 いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

担任、副担任、授業担当教員、部活動顧問、養護教諭等が、生徒に対する日常的な観察をとおして、生徒のささいな変化について情報を共有し、いじめの早期発見に努める。また、全生徒を対象として年1回「学校生活アンケート」を実施する。

(2) 相談体制の整備

生徒・保護者が、担任、副担任、学年主任、養護教諭、管理職等、多様な窓口でいじめについて気軽に相談できることを周知する。

5 いじめが起こった場合の措置

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者との連携の下、速やかに組織的に対応する。対応に当たっては、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。

(1) 事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、いじめ対策委員会に報告し、学年部、生徒指導課で調査する。調査は、決して個人で行わない。その際、保護者とも連携し、いじめを受けた生徒や、いじめについて報告した生徒の立場を守ることに十分配慮する。

(2) 関係者への指導・支援

いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、具体的な対応方針を決める。

いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し、「絶対に本人を守る」という学校の意思を伝え、生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担して行う。

いじめを行った生徒に対しては、速やかに指導方針を決定し、具体的指導に入る。その中で、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを教育し、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。

周囲の生徒に対しては、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者には、すぐに事実を伝え、指導方針を提示して再発防止への協力を要請する。

(3) ネット上のいじめへの対策

インターネットの掲示板等への誹謗・中傷については、前述の対応に加え、以下のような配慮が必要である。

- ・被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行う。
- ・書き込みを行った生徒に対しては、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、掲示板等を含め、インターネットを利用する際のマナーがあることを再確認する。その上で、保護者と今後の利用について話し合わせ、その結果を確認する。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した際は、いじめ対策委員会が直接対応する。いじめ対策委員会は、いじめの全体像を把握し、対応方針を決定する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合とする。

(2) 静岡県知事への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県私学振興課を通し、静岡県知事へ報告する。

(3) 報道への対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

7 附則

この基本方針は、平成26年8月29日から実施する。